ための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。第三項において同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

［一～五　略］

六　保険持株会社及びその子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。次号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

［イ・ロ　略］

［七～九　略］

3‖2　［略］

第一項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に該当するものの額を除き、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品に相当するもの（同項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

二　保険持株会社及びその子会社等が有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三　保険持株会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四　その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

第二百十一条の三十八　法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ‖　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報

ための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

［一～五　同上］

六　保険持株会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

［イ・ロ　同上］

［七～九　同上］

2　［同上］

［項を加える。］

第二百十一条の三十八　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ‖　特定少額短期保険業者及びその子法人等が二以上の異なる種類の業種を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）